

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

国土交通省が定めた「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に規定された【住宅性能評価書】の評価項目である室内空気中の化学物質(いわゆる「シックハウス」)濃度測定対象物質のうち「キシレン」の指針値が改定されました。(改定日:平成31年1月17日)

【室内空気中の化学物質濃度測定対象物質】

項目	改定後の指針値	改定前の指針値
キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)	870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.20ppm)
ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm)	
トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm)	
エチルベンゼン	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88ppm)	
スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)	

住宅性能評価書は住宅の性能を法律に基づいた一律の基準で表示・評価のために作られたもので、専門家でない方でも物件購入の際に比較検討ができるものです。また、万一の住宅トラブル発生時における専門機関の対応、住宅ローン優遇や保険料の割引などに活用されております。

室内空気中化学物質の濃度測定についてのお問い合わせは、
 下記担当者まで

環境分析部

加藤雅士

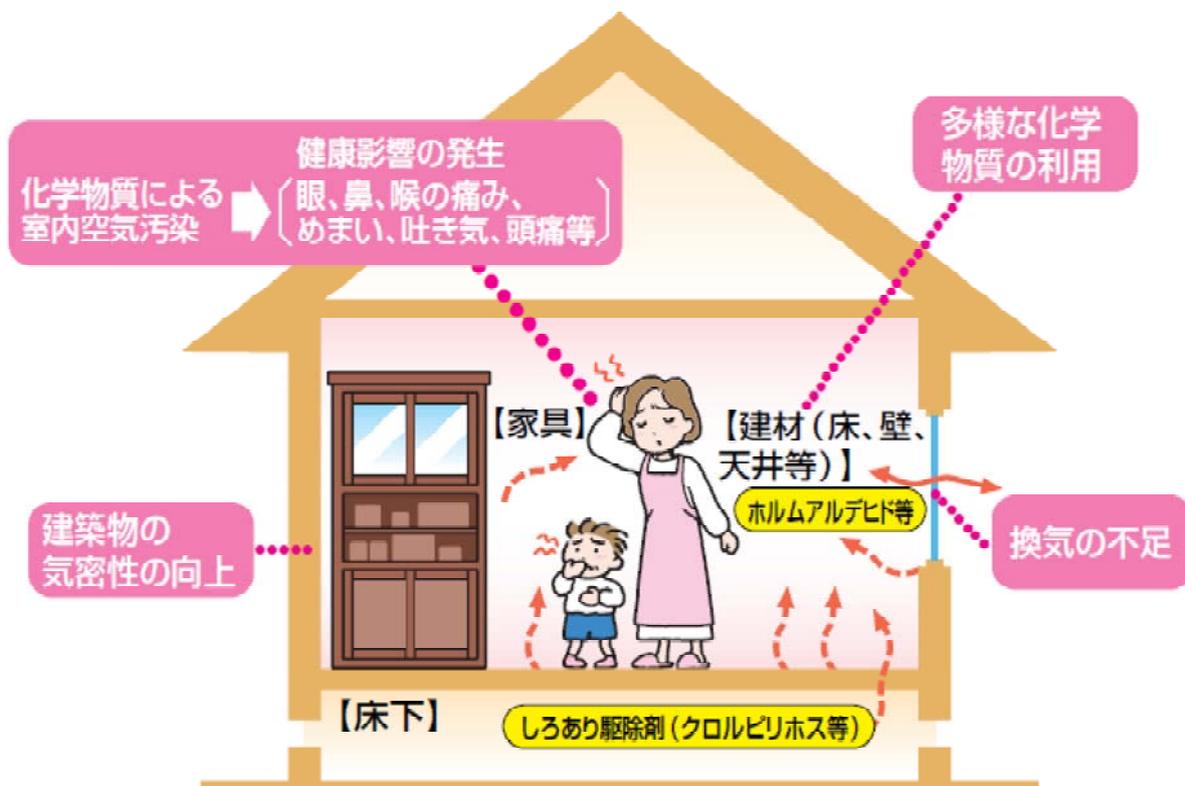
環境調査課

後藤 彰、広瀬崇史

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. シックハウス症候群とは

新築やリフォームした住宅に入居した人の「目がチカチカする」「喉が痛い」「めまいや吐き気」「頭痛がする」などの「シックハウス症候群」が問題になっています。その原因の一部は、建材や家具、日用品などから発散するホルムアルデヒドやVOC(トルエン、キシレンその他)など揮発性有機化合物と考えられています。「シックハウス症候群」についてはまだ解明されていない部分もありますが、化学物質の濃度に高い空間に長期間暮らしていると健康に有害な影響が出るおそれがあります。



<p>シックハウス症候群はなぜ起きるのでしょうか</p>	<p>主な要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ①住宅に使用されている建材や家具、日用品などから様々な化学物質が発散。 ②住宅の気密性が高くなった。 ③ライフスタイルが変化し、換気が不足しがち。 	<p>主な対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●建材や家具、日用品などから発散する化学物質を減らす。 ●換気設備をつけて室内の空気をきれいにする。
-------------------------------------	--	--

シックハウス対策、こんなところにも気をつけましょう!

建築基準法さえ守ればシックハウス対策は十分、というわけではありません。住宅選びに当たっては、トルエン、キシレンなど他の化学物質対策もしっかりチェックしましょう。また、家具や防虫剤、化粧品、タバコ、ストーブなども化学物質の発生源となります。身の周りの日用品や換気など、住まい方にも充分気をつけましょう。

シックハウス対策って建材の品質や換気設備以外にも、日用品などにも気を付けなくちゃ!

2. 厚生労働省が定めた室内空气中化学物質の濃度指針値

★印は今回厚生労働省が指針値を改定した対象物質です。この指針値が建築基準法など、各種法令に引用されています。

化学物質名	指針値 ^(※)	主な用途
①ホルムアルデヒド	0.08 ppm	合板、パーティクルボード、壁紙用接着剤等用いられるユリア系、メラミン系、フェノール系等の合成樹脂、接着剤、一部ののり等の防腐剤
②トルエン	0.07 ppm	内装材等の施工用接着剤、塗料等
★③キシレン	0.05 ppm	内装材等の施工用接着剤、塗料等
④エチルベンゼン	0.88 ppm	内装材等の施工用接着剤、塗料等
⑤スチレン	0.05 ppm	ポリスチレン樹脂等を使用した断熱材等
⑥アセトアルデヒド	0.03 ppm	ホルムアルデヒド同様一部の接着剤、防腐剤
⑦パラジクロロベンゼン	0.04 ppm	衣類の防虫剤、トイレの芳香剤等
⑧テトラデカン	0.04 ppm	灯油、塗料等の溶剤
⑨クロルピリホス	0.07 ppb (小児の場合 0.007ppb)	しろあり駆除剤
⑩フェノブカルブ	3.8 ppb	しろあり駆除剤
⑪ダイアジノン	0.02 ppb	殺虫剤
★⑫フタル酸ジ-n-ブチル	1.5 ppb	塗料、接着剤等の可塑剤
★⑬フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	6.3 ppb	壁紙、床材等の可塑剤

(※) 25°Cの場合

上記のうち①⑨は建築基準法の規制対象物質(下記参照)、

①～⑤は住宅性能評価書に表記されている対象物質です。

快適で健康的な住宅で暮らすために シックハウス対策 のための規制導入 改正建築基準法 は平成15年7月1日に施行されました。

シックハウスの原因となる化学物質の室内濃度を下げ、建築物に使用する建材や換気設備を規制する法律です。対象は住宅、学校、オフィス、病院等、全ての建築物の居室となります。

改正
建築基準法に
基づく
シックハウス
対策の概要

- ホルムアルデヒドに関する建材、換気設備の規制
①内装仕上げの制限 ②換気設備設置の義務付け ③天井裏などの制限
- クロルピリホスの使用禁止

3. 室内空气中化学物質の濃度測定手順

- 1) 戸のすべての窓(屋内のものや、造り付家具、押入などの収納部分のものを含むすべての窓や扉)を30分開放します。室内造り付家具の扉の開放にあたっては、引出しなども対象となります。
- 2) その後すべての窓や扉(屋内のものや、造り付家具、押入れなどの収納部分のものを除き、屋外に面する窓や扉のみ)を閉め、5時間閉め切ります。
全般換気のための換気設備がある場合は「常時運転モード」にして運転します。また、これに付属する給排気口も開放します。
- 3) 2)の状態を維持しつつ、閉め切り5時間後に、一番濃度が高いと予想される部屋に測定機器を床から1.2m~1.5mの高さに設置し、24時間連続測定します。(下図参照)



- 4) 24時間測定後、測定機器を弊社にて回収します。

【注意】

上記 1) 2) はお客様の責任にて作業を行い、3) 4) はお客様等の立ち会いのもとに弊社にて作業を行います。